

特定非営利活動法人 いいだ人形劇センター

利益相反防止規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いいだ人形劇センター（以下、「この法人」という。）と資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の運営及び事業の実施において、この法人の理事・監事・職員等（以下「役職員等」という。）の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、役職員等に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反（状態） この法人の役職員等が自己又は第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為 利益相反状態において、この法人の役職員等が自己又は第三者に利益を図り、もってこの法人の信頼を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報 この法人の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 利益相反の防止を目的としてこの法人からの助成又は貸付を受ける資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他意思決定へ関与する権限を有する者のこの法人への関与を別表の通り禁ずる。

4 役職員等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第5条 役職員等は就任又は採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当す

る事項に関する自己申告を行うものとする。

(コンプライアンス担当理事)

第6条 コンプライアンス担当理事を置く。

2 理事長は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス担当理事の助言を得た上で決定を行う。

(審議事項等)

第7条 次の事項は、コンプライアンス担当理事の意見を受けた上で決定するものとする。

- (1) この法人、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体における利益相反に係る事案の適否
- (2) 利益相反に関する規程類の改廃
- (3) 契約規定に定める随意契約に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項をコンプライアンス担当理事に報告する。

- (1) 規約規程に定める随意契約に関する事項
- (2) 第5条に規定する自己申告の結果
- (3) その他必要な事項

(調査等)

第8条 コンプライアンス担当理事は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る職員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

2 コンプライアンス担当理事は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査結果)

第9条 コンプライアンス担当理事が第7条第1項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、当該利益相反に係る役職員等に対し、改善勧告を行う。

2 前項の勧告を受けた役職員等は、コンプライアンス担当理事に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

就任の可否	資金分配団体※1	民間公益活動を行う団体
この法人の理事	×	○※2
この法人の監事	×	○※2
この法人の職員	×	○※2
この法人のコンプライアンス担当理事	×	○※2
この法人のその他の委員会の委員	○※2	○※2

※1 この法人から直接または間接的に助成または貸付を受ける団体の理事、取締役、評議員、職員その他意思決定に関与する権限を有する者に限る。

※2 ただし当該団体に利害関係のある議論及び意思決定に参加できない。また、理事会及び委員会に置いてはその充足数に参集できない。